平成２２年（フ）第６号
三重県松阪市塚本町119番地１
債務者　兒玉　昌樹
１　決定年月日時　平成22年１月27日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
津地方裁判所松阪支部
平成２１年（フ）第１３８３号
京都府城陽市富野堀口135番地の９
債務者　今西　陽一
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第１９１７号
京都市上京区寺之内通千本西入下る柏清盛町969番地
債務者　中村　章一
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第１９２９号
京都市北区大北山原谷乾町19番地の171　パラドール北山213号
債務者　上七軒かわのこと　川野　　悟
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第１９７０号
京都市右京区太秦多藪町14番地222　ネオコーポ太秦611
債務者　寺下　千春
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２３００号
京都市西京区下津林中島町182番地11
債務者　矢野　謙一
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２３９４号
京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町330番地
債務者　数枝　秀一
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２４２３号
京都市伏見区桃山町西尾５番地の18
債務者　山川　和子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第１２５号
京都府南丹市日吉町中世木赤部８番地
債務者　吉田千鶴子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２１年（フ）第１６７３号
大阪府富田林市金剛伏山台15番１―108号
債務者　今井恵梨奈
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第１８２１号
大阪府大阪狭山市池之原２丁目963番地の１　ＬＡＫＥサヤマ102号、前住所大阪府羽曳野市島泉６丁目１番３号
債務者　松本扶久子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第１８２８号
大阪府高石市加茂４丁目１番20号　八野マンション402号、前住所大阪府和泉市葛の葉町700番地の１ラウム和泉202
債務者　向山　静香
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第１８５０号
堺市堺区協和町３丁333番地１　中団地７号館305号
債務者　岡本　月子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第１９２１号
大阪府富田林市若松町３丁目７番31号
債務者　長崎　桃子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第１９５０号
大阪府河内長野市美加の台１丁目40番１―527号
債務者　新田　民枝
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第１９５６号
大阪府河内長野市千代田台町１番14―110号
債務者　南　　武志
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第１９５７号
大阪府河内長野市千代田台町１番14―110号
債務者　南　　真里
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係